

グループホーム あがいやんせ
指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業
運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人愛誠会が開設するグループホームあがいやんせ（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所において指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従事者（以下「介護従業者」という。）が、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常の生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるように支援し、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- ① 小グループで家庭的な雰囲気の中になじみの関係をつくり、自立を援助し利用者が主人公となれる利用者様本位の運営を行なう。
- ② 家庭で使い慣れた家具や備品を持ち込んで頂くと共に、一応の生活日課はあっても、規則や画一的な日課は作らず家庭生活の延長の施設として、利用者様個々のニーズや意思を尊重し運営を行なう。
- ③ 日課の中で脳活性化リハビリのプログラムを充実させると共に、日々の買い物、料理、掃除、洗濯などの生活日課をできるだけ自分自身で出来るよう、自立支援をしながら認知症の進行を防いでいく。
- ④ 利用者様個々の個性、人間としての尊厳を保障し、利用者様一人ひとりの個性や長所を引き出す、長所志向の個別ケアを提供する。
- ⑤ 利用者様個々の評価を定期的に行い、本人やご親族等のニーズにあったケアプランを策定し、専門性の高いチームケアを実践する。
- ⑥ 日頃より地域の方々との交流を大切にし、利用者様が地域の各種行事に積極的に参加する等、常に開放的な運営を行なう。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する従業者の職種及び職務内容は次のとおりとする。

	職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	介護支援専門員又は介護福祉士（認知症介護経験者）	1名 (常勤)	管理者は、業務の管理及び従業者の管理を一元的に行うと共に、自らも介護に従業する。

計画作成 担当者	介護支援専門員	1名 (常勤・非常勤)	計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すると共に連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行い、自らも介護に従業する。
従業者	介護職	5名以上 (常勤・非常勤)	介護従業者等は、利用者に対し必要な介護、支援を行う。

(利用定員)

第4条 事業所の利用定員は、9名とする。

(事業の内容)

第5条 利用者に対するサービスの内容は次の通りとする。

- ① 入浴、排泄、食事、洗濯、着替え等の介護その他日常生活上の世話
- ② 行政機関等に対する手続きの代行
- ③ 専門的な知識・経験を要しない機能回復訓練
- ④ 医療機関への受診（基本的に緊急時のみとし、親族等の同伴を必要とする）
- ⑤ その他療養上の世話
- ⑥ 相談、援助、家族指導等

(利用料その他の費用の額)

第6条 事業所が指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その費用の額に割合（保険者が発行する介護保険負担証に記載された）を乗じた額とする。但し、次に掲げる項目については別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 家賃・・・30,000円/月額、1,000円/日額
 - ② 水道光熱/共益費・14,100円/月額、470円/日額（共に別途消費税）
 - ③ 食材料費・・・27,000円/月額、900円/日額（共に別途消費税）
 - ④ 電気代・・・・・・900円/月額、30円/日額（共に別途消費税）
 - ⑤ その他日常生活において、通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用・・・実費
- 2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。
- 3 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者又は親族等に対し十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第7条 事業所の利用対象者は、要介護者（介護予防認知症対応型共同生活介護にあつては要支援者）であつて認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 介護保険認定で、要介護・要支援2の認定を受けていること。
- ② 認知症の診断名がついており、歩行が可能なこと。
- ③ 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ④ 自傷他害のおそれがないこと。
- ⑤ 常時医療機関において治療をする必要がない（医療依存度が高くない）こと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。退居に際しては、利用者及び親族等の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(非常災害対応)

第8条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の非難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

(事故発生時の対応)

第9条 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、利用者親族等、市町村等に連絡を行い、速やかに必要な措置を講じる。又、事業所介従業者の行為過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を生じさせた場合は、速やかに損害賠償を行い、原因解明と再発防止の対策を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(秘密保持)

第10条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその親族等の秘密保持を厳守する。又、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその親族等の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

2 事業所は介護サービス提供のため、利用者の個人情報をサービス担当者会議等で用いる場合は予め文書により了解を得るものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその親族等からの苦情を受け付ける為の窓口を設置するものとする。

2 事業所は苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すると共に、その解決するための措置を講ずるものとする。

3 利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するものとする。

4 指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い市町村及び国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(個人情報の保護及び情報の開示について)

第12条 事業所は、利用者の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(記録の整備)

第13条 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、死亡や退去終了した日から5年間保存するものとする。

- ① 認知症対応型共同生活介護計画
- ② 介護予防認知症対応型共同生活介護計画
- ③ 具体的なサービスの内容等の記録
- ④ 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ⑤ 市町村への通知に係る記録
- ⑥ 苦情の内容等の記録
- ⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- ⑧ 運営推進会議による報告、評価、要望、助言等の記録
- ⑨ 介護報酬算定に係る記録

(身体拘束について)

第14条 利用者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。

(身元引受人について)

第15条

- 1 利用者の心身の状況及び言動等に変化があったときは速やかに身元引受人に通知します。
- 2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力すること
 - ② この契約が終了した場合、適切な移転先の確保等について協力すること。
 - ③ 利用者が死亡した場合の遺体及び遺品の引き受けその他の必要な措置をなすこと。
 - ④ 利用者の利用料その他当事業所に支払うべき費用を、毎月26日までに納入すること。

[虐待防止の措置に関する事項]

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- ① 成年後見制度の利用支援
 - ② 虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ③ 虐待防止のための指針を整備する。
 - ④ 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を開催するために研修計画を定める。
 - ⑤ 虐待の防止のための措置を適切に実施するための責任者は管理者とする。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

(その他運営についての重要事項)

第17条 従業者等の資の向上を図るために、研修の機会を定期的に確保し、業務体制を整備する

- 2 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講じる。

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。
本規程の改定は、平成12年5月1日から施行する。
本規程の改定は、平成15年4月1日から施行する。
本規程の改定は、平成16年4月1日から施行する。
本規程の改定は、平成17年7月1日から施行する。
本規程の改定は、平成19年2月10日から施行する。
本規程の改定は、平成19年3月1日から施行する。
本規程の改定は、平成19年12月10日から施行する。
本規程の改定は、平成23年2月26日から施行する。
本規程の改定は、平成25年6月1日から施行する。
本規程の改定は、平成26年4月1日から施行する。
本規程の改定は、平成27年8月1日から施行する。
本規程の改定は、令和元年10月1日から施行する。
本規程の改定は、令和6年4月1日から施行する。